

施設管理型地区まちづくり計画の案に係る区の見解書

練馬区まちづくり条例(以下「条例」という。)第31条の規定に基づき、施設管理型地区まちづくり計画の案が、下記の通り提出された。

このため区では、条例第14条による審査基準および条例第32条第1項第1号に基づく判断を以下のとおり示す。

- ① 施設管理型地区まちづくり計画の案の名称:公園育て計画
- ② 提案者:特定非営利活動法人 公園づくりと公園育ての会
- ③ 申出年月日 :平成22年8月2日

総合判断: 本計画の案については、条例第14条に規定する審査基準に適合しており、施設の適切な利用を促進すると認められるため、条例第29条に規定する施設管理型地区まちづくり計画として認定する。

なお、本計画の案は、公共施設である公園を区民共有の財産として活用するために、提案者が計画を確実に実施して、計画の目指す公平かつ安全な公園利用を継続的かつ安定的に実現し、また計画に即した協議会活動を行うための体制を確立し維持することを条件として認定する。

審査基準 (条例第14条各号)	区の見解
(1) 条例第4条第1項に規定するまちづくりの計画(練馬区都市計画マスタープラン等)に即していること。	本計画の案は、公園の管理と利用に関して地域住民との合意形成活動を行いルール等を定めており、また魅力的なまちづくりの実施を目的としていることから、練馬区都市計画マスタープランの目標とするまちの姿のひとつである「ともに住むまち」に即していると判断する。
(2) 提案の内容について、合理的な根拠があること。	<p>合理的な根拠があると、以下の内容から判断する。</p> <p>【区民生活の利便性の向上】 本計画の案は、子どもの健やかな成長と地域環境の保全を行うこと、地域のまちづくりに対する理解と意識の向上を図ることなど、魅力的なまちづくりの実現に寄与することを目的としている。 また、計画の実現のために実施することとしている地域の安全と安心を確保するための見回り活動や地域コミュニティ醸成のためのスポーツ教室等の事業内容にも、実効性が期待できる。したがって、区民生活の利便性の向上に資する計画であると判断する。</p> <p>【周辺の住民等への考慮】 本計画の案において、利用の方針の第一として、広くだれもが自由に利用できる公園利用と本計画への公平な参加機会の確保をあげている。本計画の案に盛り込まれている協議会事業についても、だれもが参加でき、またその情報を得ることができるよう公表を行っていくこととなっている。さらに、計画認定後についても、定期的に周辺の住民および利用者の意見や要望を収集する機会を設け、常に見直しを行うこととしていることから、周辺の住民や利用者の利益を十分に考慮している計画であると判断する。</p> <p>【公園施設の適正配置】 施設管理者である練馬区が設置する予定のサッカーゴールを活用して行う協議会事業は、スポーツ広場を主体とした本公園の特色に合致している。また、サッカー教室以外での様々な年代の交流等を目的とした事業も盛り込まれ、広場の活用に配慮した計画であると判断する。 なお、サッカーゴールの設置による利用者の安全確保および公平かつ自由に利用できる広場機能の確保を、本計画の案の認定の条件とする。</p>
(3) 提案に係る区域について、合理的な根拠があること。	本計画の案は公園施設に対する提案であるため、区域については審査をすべき項目に該当しない。

審査基準 (条例第14条各号)	区の見解
(4) 提案に係る区域および当該区域の周辺の住民等に対して説明会を行い、十分な意見聴取を行っていること。	説明会を開催するにあたっては、公園の利用圏域(公園から半径250mの区域)より広い区域に対して、計画の案を事前に配布し、周辺の住民等に計画の案について検討する十分な時間を設けたうえで説明会を開催している。また説明会においては、パワーポイントを用いる等して計画の案の分かりやすい説明に努めている。 さらに、町会の代表者等に対しても直接説明し、意見の聴取を行い、さらに、説明会に参加できない区民からも意見を聴取するためにアンケート等を行うなど、十分な説明と意見聴取を行っていると判断する。
(5) 提案に係る区域の周辺環境等に配慮していること。	公園の管理において、近隣へのボールの飛び込みや騒音等の迷惑な行為の禁止を利用ルールとするだけではなく、見回り・見守り活動を行い、利用ルールの遵守の徹底、事故や利用者間のトラブルの防止に努める等、公園の安全な利用を確保する方策について計画に位置づけており、周辺住民等への配慮がなされていると判断する。
(6) 提案の内容が関係する条例、規則等に即していること。	本計画の案は、都市公園法および練馬区立都市公園条例、練馬区立公園の住民自主管理に関する要綱の内容に合致しており、法令の目的を満たしていると判断する。
(7) 提案の内容に係る計画、方針等に即していること。	【練馬区長期計画】 本計画の案は、練馬区長期計画における区政経営の基本姿勢である「区民主体、地域コミュニティ重視のまちづくり」および「区民と区との協働のまちづくり」に合致しており、練馬区長期計画の実現に向けた活動であると判断する。 【練馬区みどりの基本計画】 本計画の案は、練馬区みどりの基本計画を推進するための計画である、みどり30推進計画に位置づけられた施策「公園の地域管理の推進」に即していると判断する。
(8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める基準に即していること。	本計画の案の認定については、公園の公平かつ安全な利用が区民に保証され、協議会が継続的かつ安定的に活動していくことが必要である。さらに、協議会が行う計画の実施をより向上させ、公園を巡る新たな課題に的確に対応していくためには、施設管理者である練馬区と十分に協議を行うことが求められる。提案された計画の案には、これらを実現していくための具体的な実施方法が盛り込まれていると判断する。

注: 表中の()数字は、条例第14条の審査基準を示す。